

松川町定例農業委員会議事録 第9回（12月）

1 開催日時 令和3年12月22日（水） 16:00 ~ 18:00

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会長 1番 松下 敏章

会長代理 16番 北林 秀昭

委員 2番 塩澤 澄夫

3番 中平 文幸

4番 清水 祐一

5番 古谷 はるみ

6番 矢沢 茂徳

7番 大澤 美子

8番 松下 守

9番 北沢 ひろみ

10番 宮島 善英

11番 松下 正美

12番 松脇 崇

13番 大場 健彦

14番 新井 正彦

15番 宮沢 和文

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 学 係長 米山 敏 主事 宮澤 風香

6 会議の概要

(1) 開会 一米山係長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下（敏）会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 5番 古谷委員 6番 矢沢委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 65 m² 畑 所有権

○大場委員説明

現在譲受人は申請地を借りて耕作しています。今回、正式に土地を譲り受け、今後も耕作していきたいとのことです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 5筆 5,998 m² 畑・田 所有権

○宮島委員説明

譲渡人は体調の都合上、農地を管理していくことが困難なため、耕作してくれる人を探しておりました。

○大澤委員説明

宮島委員と同じ理由で耕作人を探しておりました。近所に住んでいる譲受人が耕作することとなり、問題ないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 328 m² 畑 住宅敷地

○大場委員説明

申請地と隣の住宅敷地の境界線が入り組んでおり、住宅の一部が農地にはみ出でてしまっていました。住宅敷地内に倉庫を建てようと計画を進めていたところ、役場より指導が入ったとのことです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 519m² 畑 住宅 使用貸借権

○宮島委員説明

譲渡人と譲受人の関係は親子で、申請地近隣に譲受人の実家があります。親の農業を手伝いながら、地元で生活したいとのことです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 555m² 畑 社会福祉施設 所有权

○新井委員説明

譲受人は新たに土地を取得してグループホームを建設したいとのことです。申請地北側には同様のグループホームが以前よりあって、現在使用している実績があります。周辺の同意も得られています。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 2筆 305m² 畑 貸駐車場 所有権

○中平委員説明

周囲には住宅が建っており、隣の畠の所有者からは同意が得られています。貸駐車場
ということですが、譲受人が勤めている父の会社の車両を置くとのことです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて4番をお願いします。

○事務局

4番については来月の協議とします。

○会長

では、つづいて5番をお願いします。

○事務局説明

5番 元大島 1筆 482m² 畑 住宅 所有権

○大場委員説明

譲受人は現在町外に住んでいますが、実家が当町にあるため、戻ってきて家を建てたい
とのことです。近隣の同意も得られていますので、問題ないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定 (30 件)

所有権移転 (0 件)

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○松下(守) 委員

借受人の中で、農地を管理出来ず苦情が出ている方がいます。良いのでしょうか。

○事務局

事務局では現地確認は行っていませんが、そのようなことが事実であれば、きちんと
管理していくよう本人へ指導していきたいと思います。

○会長

現地を確認してから契約を結ぶようお願いします。

こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第4号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等はありますか。

②事務局からの協議事項

・農業振興地域整備促進協議会の農振除外にかかる県の差し戻し案件について

事務局：(資料参照) 11/26 に開催した農業振興地域整備促進協議会にて可決された農
振除外の案件で、その後県と協議したところ、差し戻しとなったものがあります。県が許可できない理由は、申請地周りに残る農地が不整形であり、有
効活用できないというものです。県との事前協議では、この申請地は一団の
農地の中にあり本来は許可が難しいとのことでしたが、近隣で除外を認めた
前例が 1 件あるため、その土地になるべく隣接するかたちで許可へ持って行
きたいという話でした。しかし、農地が有効活用できないということは認め
ざるを得ないため、申請者等へこのことをお伝えし、県の示す内容を認め
ていただけたということでした。

会長：改めて協議会を開いて、委員へ説明した方が良いのではないでしょうか。

事務局：来月、協議会を開催したいと思います。

- ・扱い手確保、経営強化支援事業について（令和3年度国庫補助補正予算）
- 事務局：有線でも放送しますが、国の支援事業として、事業費1/2補助の申請を受け付けています。補助対象が幅広い事業ですので、利用したい方は申請をお願いします。

(6) 営農支援センターから

- ・松川町農地賃貸借・売買事業の実施状況について

(7) 閉会　一宮澤主事　閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

5番

古谷はるみ



6番

灰沢 茂徳

